

厚生労働省発障〇八二〇第1号
平成24年8月20日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長 } 殿

厚生労働事務次官

障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について

標記の国庫負担金の交付については、平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号 本職通知の別紙「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成24年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（指定都市及び児童相談所を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。